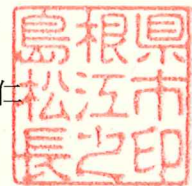


松江市告示第 2 号

松江市火災予防条例（平成 17 年松江市条例第 352 号）第 29 条の 8 第 3 項の規定に基づき、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 5 日

松江市長 上 定 昭 仁



火の使用の制限の努力義務の対象となる区域

松江市火入れに関する条例（平成 17 年松江市条例第 314 号）第 1 条の松江市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地